



山形県公報

平成22年6月29日(火)
第2155号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……740
- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) ……同
- 山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……741

### 訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……同
- 山形県職員服務規程の一部を改正する訓令……………( 同 ) ……742

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……743
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森 林 課) ……同
- 同……………( 同 ) ……745
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……747
- 同……………( 同 ) ……748
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……749
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同

### 議 会 関 係

#### 告 示

- 山形県議会事務局規程の一部を改正する規程……………同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……………750

#### 訓 令

- 山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………754
- 山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………755

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

監査委員関係

訓 令

○山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令……………756

人事委員会関係

規 則

○山形県人事委員会規則 4 - 1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則…………… 同

訓 令

○人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令…………… 同

企業局関係

規 程

○山形県企業局組織規程の一部を改正する規程……………757

○山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

○山形県企業局就業規程の一部を改正する規程…………… 同

病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程……………765

○山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………766

○山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程……………773

公 告

○社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況……………（管財課）…774

○特定調達契約に係る落札者の公告……………（公安委員会）… 同

正 誤

規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6 月 29 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年 9 月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 子ども手当の認定に関すること

附 則

この規則は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6 月 29 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第46号**

**山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則**

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第16号中「第36条の37第1項」を「第36条の41第1項」に改める。

別表第1の備考第1項第8号、別表第2の備考第1項第8号及び別表第4の備考第1項第3号中「第41条の19の2第1項」を「第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」に改める。

別記様式第5号の2（表）中「第36条の37第1項」を「第36条の41第1項」に、「第36条の37第2項」を「第36条の41第2項」に、「第1条の36第1号」を「第1条の37第1号」に、「第1条の36第3号」を「第1条の37第3号」に改め、同様式（裏）の注書第4項中「第34条の15第1項各号」を「第34条の19第1項各号」に改め、同注書第6項中「第1条の36第1号」を「第1条の37第1号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の備考第1項第8号、別表第2の備考第1項第8号及び別表第4の備考第1項第3号の改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第47号**

**山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則**

山形県母子保健法の施行に関する規則（昭和63年1月県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項第8号中「第41条の19の2第1項」を「第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

**訓 令**

**山形県訓令第21号**

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令**

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1財務の項第15項中「扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び」、「支給についての」及び「及び確認並びに支給額の決定及び改定」を削り、同表の備考中第8項を第9項とし、第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる課に係る財務の項課長専決事項の欄第20項に掲げる事務のうち同項第1号から第5号までに掲げる経費に係るものについては、第4条第2項ただし書の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる者がその権限を行使することができる。

| 左 欄      | 右 欄        |
|----------|------------|
| 総務部総務厚生課 | 総務事務システム主幹 |

別表第2 総務部の項中

|               |               |  |                                                 |  |
|---------------|---------------|--|-------------------------------------------------|--|
| 総務<br>厚生<br>課 | 年金に関するこ<br>と。 |  | 1 恩給及び退<br>職年金の裁定<br>(遺族扶助料<br>を除く。)に<br>関すること。 |  |
|---------------|---------------|--|-------------------------------------------------|--|

を

|               |               |  |                                                 |                                                                                                                                        |
|---------------|---------------|--|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務<br>厚生<br>課 | 年金に関するこ<br>と。 |  | 1 恩給及び退<br>職年金の裁定<br>(遺族扶助料<br>を除く。)に<br>関すること。 |                                                                                                                                        |
|               | 給与に関するこ<br>と。 |  |                                                 | 1 扶養親族の<br>認定並びに住<br>居手当、通勤<br>手当、単身赴<br>任手当、寒冷<br>地手当及び特<br>地勤務手当に<br>準ずる手当の<br>支給について<br>の認定及び確<br>認並びに支給<br>額の決定及び<br>改定に関する<br>こと。 |

に改め、同項総務厚生課の項源

泉徴収等に関すること。の項課長専決事項の欄第1項中「総務厚生課長が」を「総務厚生課で」に、「行つた」を「所掌する」に改め、同課の項臨時職員等に関すること。の項課長専決事項の欄第1項中「再任用短時間職員」を「再任用短時間勤務職員」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 総務部の項総務厚生課の項課長専決事項の欄に掲げる事務については、第4条第2項ただし書の規定にかかわらず、総務事務システム主幹がその権限を行使することができる。

附 則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

山形県訓令第22号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項の表中

|                                                |   |  |
|------------------------------------------------|---|--|
| 子の氏名、生年月日<br>及び続柄を証明する<br>書類                   | 〃 |  |
| 乳幼児の氏名、生年<br>月日及び健康診査又<br>は予防接種の事実が<br>確認できる書面 | 〃 |  |

を

「

|                              |   |  |
|------------------------------|---|--|
| 子の氏名、生年月日<br>及び続柄を証明する<br>書類 | 〃 |  |
|------------------------------|---|--|

」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第571号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                  | 事業所の名称及び所在地         |             | 障害福祉サービスの種類            | 変更年月日      |
|-----------------------------------------------|---------------------|-------------|------------------------|------------|
|                                               | 変 更 前               | 変 更 後       |                        |            |
| 特定非営利活動法人<br>オープンハウスこんぺい<br>とう<br>新庄市住吉町1番12号 | 居宅介護事業所「かざぐるま」      |             | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成22. 6. 1 |
|                                               | 新庄市住吉町1051番地の<br>2号 | 新庄市住吉町1番12号 |                        |            |

**山形県告示第572号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡朝日町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
西村山郡朝日町（次の図に示す部分に限る。）  
(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡大江町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

西村山郡西川町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西村山郡西川町（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
村山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

村山市（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
北村山郡大石田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北村山郡大石田町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第573号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡最上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
最上郡最上町（次の図に示す部分に限る。）
      - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
最上郡最上町（次の図に示す部分に限る。）
      - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡最上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
最上郡最上町（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡最上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
最上郡最上町（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡最上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
最上郡最上町（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
最上郡最上町（次の図に示す部分に限る。）
    - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡最上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
最上郡最上町（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
最上郡最上町（次の図に示す部分に限る。）
    - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡最上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
最上郡最上町（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡最上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

最上郡最上町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

次のとおりとする。

8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡真室川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

最上郡真室川町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

最上郡真室川町（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 山形羽入線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長        |
|---------------------------|------|---------------------|------------|
| 山形市本屋敷100番1から<br>同 長表7番まで | 旧    | 339.2メートル<br>} 32.0 | 20<br>メートル |
| 同 上                       | 新    | 32.2メートル<br>} 32.0  | 同 上        |

**山形県告示第575号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 天童市大字高木字原口638-1から<br>同 字古高木673-2まで | 旧    | 12.0メートル<br>}<br>10.3 | メートル<br>169.0 |
| 同 上                                | 新    | 14.7メートル<br>}<br>10.3 | 同 上           |

**山形県告示第576号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 下原山形停車場線
- 2 供用開始の区間 山形市清住町三丁目71-7から  
同 49-6まで
- 3 供用開始の期日 平成22年6月29日

**山形県告示第577号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童河北線
- 2 供用開始の区間 天童市大字高木字原口638-1から  
同 字古高木673-2まで
- 3 供用開始の期日 平成22年6月29日

**山形県告示第578号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梨郷下伊佐沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|----------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 南陽市梨郷字階2028番4から<br>同 字寺山2645番4まで | 旧    | 8.8メートル<br>} 4.0  | メートル<br>498 |
| 南陽市梨郷字階2013番6から<br>同 字寺山2645番4まで |      | 10.7メートル<br>} 5.0 | メートル<br>545 |
| 南陽市梨郷字階2028番4から<br>同 字寺山2645番4まで | 新    | 8.8メートル<br>} 4.0  | メートル<br>498 |

**山形県告示第579号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長                |
|--------------------------------------------|------|-------------------|--------------------|
| 東田川郡三川町大字神花字前外川原28番1から<br>同 大字東沼字村岸400番1まで | 旧    | 21.0メートル<br>} 8.2 | メートル<br>1,426      |
| 同 上                                        |      | 新                 | 22.4メートル<br>} 11.0 |

**山形県告示第580号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 余目加茂線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字神花字前外川原28番1から  
同 大字東沼字村岸400番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年6月29日

**議 会 関 係**

**告 示**

**山形県議会告示第2号**

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月29日

山形県議会議長 佐 貝 全 健

**山形県議会事務局規程の一部を改正する規程**

山形県議会事務局規程（昭和45年10月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次長」を「次長、主幹」に改め、同条第3項の表中

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 副主幹 | 上司の命を受けて特定事項に関する事務を整理する。 |
|-----|--------------------------|

を

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 主幹  | 上司の命を受けて課又は室の特定事項に関する事務を掌理する。 |
| 副主幹 | 上司の命を受けて特定事項に関する事務を整理する。      |

に改め、同条に次の2項を加

える。

- 4 知事部局総務部総務厚生課の総務事務システム主幹、課長補佐、審査主査及び主事（職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給についての認定及び確認並びに支給額の決定及び改定に関する事務を担当するものに限る。）の職にある者は、辞令を用いることなく事務局の職員に併任されたものとする。
- 5 前項の職員が行う事務は、職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給についての認定及び確認並びに支給額の決定及び改定に関する事務とする。
- 第6条第1項総務課長の項第6号中「子ども手当」を「寒冷地手当の支給」に改め、同項に次の1号を加える。
- (7) 職員の子ども手当の認定に関すること。
- 第6条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。
- 3 第1項の専決事務のうち主幹が掌理する事務については、主幹限りで専決することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。
- (1) 人事、給与及び服務に関すること。（旅行命令及び復命に関すること並びに時間外勤務命令及び休日勤務命令に関することのうち主幹以外の所属職員に係るものを除く。）
- (2) 物品の管理に関すること。
- 4 第1項総務課長の項第6号に掲げる事務については、前項ただし書の規定にかかわらず、総務事務システム主幹がその権限を行使することができる。
- 第8条第1項中「課長補佐。」を「課長補佐。第3項において同じ。」に改める。
- 第8条第2項中「、政策調査室長」を「及び政策調査室長」に、「政策調査室長補佐」を「政策調査室室長補佐」に改める。
- 第8条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 主幹の専決事務については、課長、政策調査室長及び主幹ともに事故があるときは、課長補佐（政策調査室に置く主幹の専決事務にあつては政策調査室室長補佐）がその事務を代決する。

**附 則**

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

**教育委員会関係****規 則**

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

**山形県教育委員会規則第11号****山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則**

(山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の7中「第6条の3第3項」を「第6条の3第4項」に、「第4条の11」を「第4条の10」に改める。

第4条の8の前の見出し及び同条を削る。

第4条の9第1項中「の規定」を「又は第3項の規定」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該制限を請求する期間については、条例第6条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第4条の9第2項及び第3項中「に規定する」を「又は第3項に規定する」に改め、同条を第4条の8とし、同条の前に見出しとして「(育児を行う学校職員の時間外勤務の制限)」を付する。

第4条の10第1項中「の規定」を「又は第3項の規定」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「の規定」を「又は第3項の規定」に、同項第2号中「子が」を「子が、条例第6条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」に改め、同条を第4条の9とする。

第4条の11中「第4号並びに」を削り、「第6条の3第3項」を「第6条の3第4項」に、「同条第2項の規定」を「同条第3項の規定」に、「前条第1項第1号」を「第4条の8第1項中「第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「第6条の3第3項」と、「ものとする。この場合において、当該制限を請求する期間については、条例第6条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ものとする」と、同条第2項及び第3項中「第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「第6条の3第3項」と、前条第1項中「第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「第6条の3第3項」と、同項第1号」に、「次の」を「第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「第6条の3第3項」と、「次の」に改め、同条を第4条の10とする。

別表その他の項第3号の2中「(1)」を「イ」に、「(2)」を「ロ」に改め、同項第5号の3中「(1)」を「イ」に、「(2)」を「ロ」に、「(3)」を「ハ」に改め、同項期間の欄中 

|            |
|------------|
| 1 暦年 5 日以内 |
|------------|

 を

|               |
|---------------|
| 一の年度につき 5 日以内 |
|---------------|

 に改め、同表中

|                                                                                                                                |                                                                                                                     |                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| (12) 配偶者及び一親等の親族並びに職員と住居を一にする親族が疾病又は負傷のため看護を必要とする場合で、職員以外に看護者がいない(小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合にあつては、その子の看護のため勤務しないことが相当である)と認められるとき | 次に掲げる区分ごとにそれぞれ1暦年5日以内<br>(1) 配偶者及び一親等の親族(小学校就学の始期に達するまでの子を除く。)並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合<br>(2) 小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合 | 医師の診断書又はこれに代わる書面等。ただし、県教育委員会がその事実を確認可能なときは、これを省略することができる。                    |
| (13) 職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種を受ける場合において当該職員の介助を必要とするとき                                             | 必要と認められる期間                                                                                                          | 当該乳幼児の氏名、生年月日及び健康診査又は予防接種の事実が確認できる書面。ただし、県教育委員会がその事実を確認可能なときは、これを省略することができる。 |

を

|                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                           |                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| <p>(12) 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある要介護者その他県教育委員会が定める家族の世話（看護、介護その他の県教育委員会が定める世話をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>         | <p>次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間<br/>                 (1) 要介護者の世話をを行う場合 一の年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）以内<br/>                 (2) 県教育委員会が定める家族の世話をを行う場合 一の年度につき5日以内</p>                                      | <p>県教育委員会が、その事実を確認する必要があると認められる場合にあつては、当該事実を確認することができる書類</p> |
| <p>(13) 小学校就学の始期に達するまでの子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして県教育委員会が定めるその子の世話をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間<br/>                 (1) 子の看護（次号に掲げる場合を除く。）を行う場合 一の年度につき5日（当該子が2人以上の場合にあつては、10日）以内<br/>                 (2) 子に母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受けさせる場合必要と認められる期間</p> | <p>県教育委員会が、その事実を確認する必要があると認められる場合にあつては、当該事実を確認することができる書類</p> |

に改める。

別記様式第1号中  $\left[ \begin{array}{l} \square \text{ 深夜勤務} \\ \square \text{ 時間外勤務} \end{array} \right]$  を  $\left[ \begin{array}{l} \square \text{ 深夜勤務} \\ \square \text{ 時間外勤務} \\ \text{(条例第6条の3)} \\ \square \text{ 第2項} \quad \square \text{ 第3項} \end{array} \right]$  に、

「深夜において就業している。

（深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）

就業している。 を「深夜において就業している。」に改め、

（時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）」

同様式の備考第2項第1号中「請求する」を「深夜勤務の制限を請求する」に、同項第2号中「就業している」を「深夜において就業している」に、「就業日数」を「深夜における就業日数」に改める。

別記様式第1号の2中「養育できる者」を「深夜において常態として当該子を養育できる者」に改める。

別記様式第3号の備考第1項を次のように改める。

- 1 妊娠中の職員が保健指導又は健康診査を受けるため休暇を申請する場合にあつては、理由の欄に取得しようとする日における妊娠週数も記入すること。

別記様式第3号の備考第2項中「並びに」を「及び」に改め、同備考第3項及び第4項を次のように改める。

3 職員が要介護者の世話のため休暇を申請する場合にあつては、理由の欄に要介護者の氏名、続柄、職員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項及び要介護者の状態を記入すること。

4 職員が県教育委員会が定める家族の世話のため休暇を申請する場合にあつては、理由の欄に当該家族の氏名、続柄及び病名又は病状も記入すること。

別記様式第3号の備考に次の1項を加える。

5 職員が負傷し、又は疾病にかかった子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄及び病名又は病状を記入し、疾病の予防を図るために必要な子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄及び当該健康診断又は予防接種の名称等を記入すること。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年11月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第4条の9」を「第4条の8」に、「第4条の11」を「第4条の10」に、「第4条の10第3項」を「第4条の9第3項」に、「第12号及び第13号」を「第12号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）及び第13号（同号申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。）」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年3月県条例第5号。以下「改正条例」という。）第3条の規定による改正後の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号。以下「改正後の条例」という。）第6条の3第2項又は第3項の規定による請求のうち、平成22年6月30日を改正後の第4条の8第1項の時間外勤務制限開始日とするものに係る同項の規定の適用については、同項中「時間外勤務制限開始日の前日まで」とあるのは、「平成22年6月30日」とする。

3 前項の規定は、改正条例第5条の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する改正後の条例第6条の3第2項又は第3項の規定による請求の手続について準用する。

4 平成22年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に与えられた第1条の規定による改正前の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表その他の項第5号の3に定める休暇、同項第12号に定める休暇のうち配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合の休暇及び同号に定める休暇のうち小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合の休暇については、それぞれ第1条の規定による改正後の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表その他の項第5号の3に定める休暇、同項第12号に定める休暇のうち県教育委員会が定める家族の世話をを行う場合の休暇及び同項第13号に定める休暇のうち子の看護を行う場合の休暇として与えられたものとみなす。

5 前項の規定は、第2条の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の市町村立学校職員の規則」という。）第1条の2において準用する改正後の規則別表その他の項第5号の3に定める休暇、同項第12号に定める休暇のうち県教育委員会が定める家族の世話をを行う場合の休暇及び同項第13号に定める休暇のうち子の看護を行う場合の休暇について準用する。

6 この規則の施行前において与えられた改正前の規則別表その他の項第13号に定める休暇については、改正後の規則別表その他の項第13号に定める休暇のうち子に母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく健康診査又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受けさせる場合の休暇として与えられたものとみなす。

7 前項の規定は、改正後の市町村立学校職員の規則第1条の2において準用する改正後の規則別表その他の項第13号に定める休暇のうち子に母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受けさせる場合の休暇について準用する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第 7 号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 6 月 29 日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委員 長 南 博 昭

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年 7 月県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。  
第11条の表特別休暇の項医師の診断書の項中

「 休暇条例施行手続別表その他の項第 3 号の 2 に掲げる場合は、別記様式第 9 号による。  
休暇条例施行手続別表その他の項第12号に掲げる場合にあつては医師の診断書に代わる書類等をもって代えることができる。  
休暇条例施行手続別表その他の項第 3 号に掲げる場合において休暇の期間が 1 週間を超えず、かつ、教育長が負傷又は疾病の事実を確認できるとき及び同項第12号に掲げる場合において教育長がその事実を確認できるときは、省略することができる。」

「 休暇条例施行手続別表その他の項第 3 号の 2 に掲げる場合は、別記様式第 9 号による。  
休暇条例施行手続別表その他の項第 3 号に掲げる場合において休暇の期間が 1 週間を超えず、かつ、教育長が負傷又は疾病の事実を確認できるときは、省略することができる。」

を

に改め、同表中

|                                            |   |                               |
|--------------------------------------------|---|-------------------------------|
| 育てようとする子の氏名、生年月日及び続柄を証明する書類                | ” | 教育長がその事実を確認できるときは、省略することができる。 |
| 介助しようとする乳幼児の氏名、生年月日及び健康診査又は予防接種の事実が確認できる書面 | ” | 教育長がその事実を確認できるときは、省略することができる。 |

を

|                             |   |                               |
|-----------------------------|---|-------------------------------|
| 育てようとする子の氏名、生年月日及び続柄を証明する書類 | ” | 教育長がその事実を確認できるときは、省略することができる。 |
|-----------------------------|---|-------------------------------|

に改める。

附 則

この訓令は、平成22年 6 月 30 日から施行する。

山形県教育委員会訓令第8号

県 立 学 校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表特別休暇の項摘要の欄中「別表その他の項第3号の2(1)」を「別表その他の項第3号の2イ」に、「同項第3号の2(2)」を「同項第3号の2ロ」に改め、「同左別表その他の項第12号に掲げる場合にあっては医師の診断書に代わる書類等をもって代えることができる。」及び「及び同項第12号に掲げる場合において教育長がその事実を確認できるとき」を削り、同表中

|                                            |   |                               |
|--------------------------------------------|---|-------------------------------|
| 育てようとする子の氏名、生年月日及び続柄を証明する書類                | 〃 | 教育長がその事実を確認できるときは、省略することができる。 |
| 介助しようとする乳幼児の氏名、生年月日及び健康診査又は予防接種の事実が確認できる書面 | 〃 | 教育長がその事実を確認できるときは、省略することができる。 |

を

|                             |   |                      |
|-----------------------------|---|----------------------|
| 育てようとする子の氏名、生年月日及び続柄を証明する書類 | 〃 | 教育長がその事実を確認できるときは、省略 |
|-----------------------------|---|----------------------|

に改め、同条第2項中

「成人病特別休暇等」を「生活習慣病等特別休暇等」に改め、同条第4項中「別表その他の項第3号の2(1)」を「別表その他の項第3号の2イ」に、「同項第3号の2(2)」を「同項第3号の2ロ」に、「同号(2)」を「同号ロ」に改め、同条第5項中「成人病特別休暇等」を「生活習慣病等特別休暇等」に改める。

第9条中「別表その他の項第3号の2(1)」を「別表その他の項第3号の2イ」に、「同項第3号の2(2)」を「同項第3号の2ロ」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第45号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年6月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

5 介護老人保健施設の項の表中

|         |   |              |
|---------|---|--------------|
| サニーヒル山寺 | 〃 | 大字山寺1973-335 |
|---------|---|--------------|

を

|                |   |              |
|----------------|---|--------------|
| サニーヒル山寺        | 〃 | 大字山寺1973-335 |
| 介護療養型老人保健施設木の実 | 〃 | 旅籠町一丁目7番23号  |

に改める。

## 監査委員関係

### 訓令

#### 山形県監査委員訓令第3号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月29日

山形県代表監査委員 小山 壽 夫

#### 山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局規程（昭和50年4月県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表課長専決事項の欄第15項を次のように改める。

15 事務局職員の子ども手当の認定に関すること。

#### 附則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

## 人事委員会関係

### 規則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

別表第1行政職給料表適用職の議会議長の議会事務局の項職級3の欄中「室長」を「室長主幹」に改める。

#### 附則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

### 訓令

#### 山形県人事委員会訓令第3号

事務局

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月29日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

#### 人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令

人事委員会の専決事務及び事務代決規程（昭和41年4月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表課長専決事項の欄第22号を次のように改める。

22 所属職員の子ども手当の認定に関すること。

#### 附則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

## 企 業 局 関 係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第16号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月29日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

#### 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程（昭和40年6月県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の2項を加える。

- 4 知事部局総務部総務厚生課の総務事務システム主幹、課長補佐、審査主査及び主事（職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給についての認定及び確認並びに支給額の決定及び改定に関する事務を担当するものに限る。）の職にある者は、辞令を用いることなく局の職員に併任されたものとする。
- 5 前項に定める職員が行う事務は、職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給についての認定及び確認並びに支給額の決定及び改定に関する事務とする。

#### 附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第17号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月29日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

#### 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1財務の項第6項中「扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び」、「支給についての確認及び」及び「並びに支給額の決定及び改定」を削る。

別表第2総務企画課の項給与に関すること。の項課長専決事項の欄を次のように改める。

- |                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------|
| 1 職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給についての認定及び確認並びに支給額の決定及び改定に関すること。 |
|--------------------------------------------------------------------------|

別表第2に備考として次のように加える。

備考 総務企画課の項給与に関すること。の項課長専決事項の欄に掲げる事務については、第4条第2項ただし書の規定にかかわらず、主幹がその権限を行使することができる。

#### 附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第18号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月29日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

#### 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項第4号を削る。

第12条の2第5項第4号を削る。

第12条の3第1項中「次に掲げる職員以外の職員」を「職員（育児短時間勤務職員等を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第17条中「職員（）」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（）」に改める。

第18条の見出しを削り、同条中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」、「第14条の規定による勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「」及び「という。）」を削り、同条各号を削り、同条を第18条の2とし、第17条の次に次の1条を加える。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限）

第18条 管理者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第14条の規定による勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。

第19条第1項中「前条」を「前2条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該制限を請求する期間については、第18条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第19条第2項及び第3項中「前条」を「前2条」に改め、同条第6項第4号を削り、同条第7項第2号中「子が」を「子が、第18条の規定による請求にあつては3歳に、前条の規定による請求にあつては」に改める。

第19条の2中「及び第4号」を削り、「第18条中「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を「第18条の2中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に、「前条」を「前2条」に、「前条」と、」を「前条」と、「ものとする。この場合において、当該制限を請求する期間については、第18条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ものとする」と、同条第2項及び第3項中「前2条」とあるのは「次条において準用する前条」と、」に改める。

第46条の表特別休暇の項第2項中「とし、同欄(12)に掲げる場合にあつては医師の診断書又はこれに代わる書面等」及び「(同表その他の欄(12)に掲げる場合にあつては、休暇の期間が1週間以上となる場合を含む。）」を削り、同表特別休暇の項第8項を次のように改める。

8 管理者がその事実を確認する必要があると認められる場合にあつては、当該事実を確認することができる証明書類

別表第3その他の項第5の3号中 

|      |
|------|
| 1 暦年 |
|------|

 を 

|         |
|---------|
| 一の年度につき |
|---------|

 に改め、同項中

|                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                          |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| (12) 配偶者及び一親等の親族並びに職員と住居を一にする親族が疾病又は負傷のため看護を必要とする場合で、職員以外に看護者がいない（小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合にあつては、その子の看護のため勤務しないことが相当である）と認められるとき | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">           次に掲げる区分ごとにそれぞれ<br/>           1 暦年5日以内<br/>           (1) 配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合<br/>           (2) 小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合         </td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: middle;">を</td> </tr> </table> | 次に掲げる区分ごとにそれぞれ<br>1 暦年5日以内<br>(1) 配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合<br>(2) 小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合 | を |
| 次に掲げる区分ごとにそれぞれ<br>1 暦年5日以内<br>(1) 配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合<br>(2) 小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合       | を                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |   |

|                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(13) 職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受ける場合において当該職員の介助を必要とするとき</p>                            | <p>必要と認められる期間</p>                                                                                                                                                                                          |
| <p>(12) 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある要介護者その他管理者が定める家族の世話（看護、介護その他の管理者が定める世話をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>            | <p>次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間<br/>                 (1) 要介護者の世話を行う場合 一の年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）以内<br/>                 (2) 管理者が定める家族の世話を行う場合 一の年度につき5日以内</p>                                            |
| <p>(13) 小学校就学の始期に達するまでの子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間<br/>                 (1) 子の看護（次号に掲げる場合を除く。）を行う場合 一の年度につき5日（当該子が2人以上の場合にあつては、10日）以内<br/>                 (2) 子に母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受けさせる場合 必要と認められる期間</p> |

に改める。

別記様式第3号の2を次のように改める。

様式第3号の2

年 月 日

山形県企業管理者 殿

所属 職 氏 名 ㊦

## 育児休業（期間延長）承認請求書

次のとおり育児休業（期間延長）の承認を請求します。

## 記

|               |                                  |                                                                                |     |   |   |     |
|---------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----|---|---|-----|
| 1 請求に係る子      | 氏 名                              |                                                                                |     |   |   |     |
|               | 続 柄                              |                                                                                |     |   |   |     |
|               | 生 年 月 日                          | 年                                                                              | 月   | 日 | 生 |     |
| 2 請求の内容       | <input type="checkbox"/> 育児休業    | <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長                                            |     |   |   |     |
|               | <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 | <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長<br>(再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入すること。) |     |   |   |     |
| 3 請求期間        | 年                                | 月                                                                              | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 4 既に育児休業をした期間 | 年                                | 月                                                                              | 日から | 年 | 月 | 日まで |
|               | 年                                | 月                                                                              | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 5 備考          |                                  |                                                                                |     |   |   |     |

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 3 「5 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組が効力を生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨、当該承認に係る子の氏名及び請求に係る期間等について記入すること。
- 4 該当する□にはレ印を記入すること。



様式第3号の6

年 月 日

山形県企業管理者 殿

所属職 氏 名 ㊦

育児短時間勤務（期間延長）承認請求書

次のとおり育児短時間勤務（期間延長）の承認を請求します。

記

|                      |                                                                                                                                                                                     |                                                              |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1 請求に係る子             | 氏 名                                                                                                                                                                                 |                                                              |
|                      | 続 柄                                                                                                                                                                                 |                                                              |
|                      | 生 年 月 日                                                                                                                                                                             | 年 月 日生                                                       |
| 2 請求の内容              | <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長                                                                                                             |                                                              |
|                      | <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。）                                                                                                                       |                                                              |
| 3 請求期間               | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                                                                                                                     |                                                              |
| 4 勤務の形態              | 週 時間勤務<br>山形県企業局就業規程第11条<br><input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態 |                                                              |
|                      | 勤務の日<br>及 び<br>時 間 帯                                                                                                                                                                | 月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ）<br>水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ）<br>金（ : ~ : ） |
| 5 既に育児短時間<br>勤務をした期間 | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                                                                                                                     |                                                              |
|                      | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                                                                                                                     |                                                              |
| 6 備 考                |                                                                                                                                                                                     |                                                              |

- (注) 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 3 「4 勤務の形態」欄の「勤務の日及び時間帯」に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合にあつてはその旨、当該承認に係る子の氏名及び請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第3号の8  
(表面)

山形県企業管理者 殿

年 月 日

所属職 氏 名 ㊦

部 分 休 業 承 認 請 求 書

次のとおり部分休業の承認を請求します。

記

|                |                      |                          |         |     |   |   |   |   |   |
|----------------|----------------------|--------------------------|---------|-----|---|---|---|---|---|
| 1 請求に係る子       | 氏 名                  |                          |         |     |   |   |   |   |   |
|                | 続 柄                  |                          |         |     |   |   |   |   |   |
|                | 生 年 月 日              | 年                        | 月       | 日   | 生 |   |   |   |   |
| 2 請求の理由        | (部分休業が必要な事情を記入すること。) |                          |         |     |   |   |   |   |   |
| 3 請求期間<br>及び時間 | 期 間                  |                          |         | 時 間 |   |   |   |   |   |
|                | 年 月 日から              | <input type="checkbox"/> | 毎 日     | 午前  | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
|                | 年 月 日まで              | <input type="checkbox"/> | その他 ( ) | 午後  | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
|                | 年 月 日から              | <input type="checkbox"/> | 毎 日     | 午前  | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
|                | 年 月 日まで              | <input type="checkbox"/> | その他 ( ) | 午後  | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
| 4 備 考          |                      |                          |         |     |   |   |   |   |   |

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。  
 2 該当する□にはレ印を記入すること。  
 3 部分休業の承認が、職員の申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

(裏面)

| 日付 | 休業の承認を取り消された時間 |       |     |     | 時間数 | 請求者印 | 承認者印 | 備 考 |
|----|----------------|-------|-----|-----|-----|------|------|-----|
|    | 午 前            | 午 後   | 時 分 | 時 分 |     |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 時間分 |      |      |     |

別記様式第3号の14中「山形県企業管理」を「山形県企業管理者」に、  
 深夜勤務  
 時間外勤務 を

深夜勤務  
 時間外勤務  
 (  就業規程第18条  
 就業規程第18条の2 ) に、

「深夜において就業している。

（深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）

就業している。

を「深夜において就業している。」に改

（時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）

め、同様式の備考第2項第1号中「請求する」を「深夜勤務の制限を請求する」に、同項第2号中「就業している」を「深夜において就業している」に、「就業日数」を「深夜における就業日数」に改める。

別記様式第3号の15中「養育できる者」を「深夜において常態として当該子を養育できる者」に改める。

別記様式第13号の注書第2項中「並びに」を「及び」に改め、同注書第3項及び第4項を次のように改める。

3 職員が要介護者の世話のため休暇を申請する場合にあつては、理由の欄に要介護者の氏名、続柄、職員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項及び要介護者の状態を記入すること。

4 職員が管理者が定める家族の世話のため休暇を申請する場合にあつては、理由の欄に当該家族の氏名、続柄及び病名又は病状も記入すること。

別記様式第13号の注書に次の1項を加える。

5 職員が負傷し、又は疾病にかかった子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄及び病名又は病状を記入し、疾病の予防を図るために必要な子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄及び当該健康診断又は予防接種の名称等を記入すること。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山形県企業局就業規程（以下「改正後の規程」という。）第18条又は第18条の2の規定による請求のうち、平成22年6月30日を改正後の規程第19条第1項の時間外勤務制限開始日とするものに係る同項の規定の適用については、同項中「時間外勤務制限開始日の前日まで」とあるのは、「平成22年6月30日」とする。

3 平成22年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に与えられた改正前の山形県企業局就業規程（以下「改正前の規程」という。）別表第3その他の項第5の3号に定める休暇、同項第12号に定める休暇のうち配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合の休暇及び同号に定める休暇のうち小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合の休暇については、それぞれ改正後の規程別表第3その他の項第5の3号に定める休暇、同項第12号に定める休暇のうち管理者が定める家族の世話をを行う場合の休暇及び同項第13号に定める休暇のうち子の看護を行う場合の休暇として与えられたものとみなす。

4 この規程の施行前において与えられた改正前の規程別表第3その他の項第13号に定める休暇については、改正後の規程別表第3その他の項第13号に定める休暇のうち子に母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく健康診査又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受けさせる場合の休暇として与えられたものとみなす。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月29日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

#### 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項の次に次の2項を加える。

4 知事部局総務部総務厚生課の総務事務システム主幹、課長補佐、審査主査及び主事（職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給についての認定及び確認並びに支給額の決定及び改定に関する事務を担当するものに限る。）の職にある者は、辞令を用いることなく本局の職員に併任されたものとする。

5 前項に定める職員が行う事務は、本局の職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給についての認定及び確認並びに支給額の決定及び改定に関する事務とする。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

山形県病院事業管理規程第15号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月29日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第5項第4号を削る。

第14条の2第5項第4号を削る。

第15条第1項中「次に掲げる職員以外の職員」を「職員（育児短時間勤務職員等を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 部分休業をしている職員について当該部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとする事となったこと。

第21条中「職員（）」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（）」に改める。

第22条の見出しを削り、同条中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することのできるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」、「第18条の規定による勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「」及び「」という。）」を削り、同条各号を削り、同条を第22条の2とし、第21条の次に次の見出し及び1条を加える。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限）

第22条 管理者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第18条の規定による勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。

第23条第1項中「前条」を「前2条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該制限を請求する期間については、第22条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第23条第2項、第3項及び第5項中「前条」を「前2条」に改め、同条第6項中「前条」を「前2条」に改め、同項第4号を削り、同条第7項中「前条」を「前2条」に、同項第2号中「子が」を「子が、第22条の規定による請求にあつては3歳に、前条の規定による請求にあつては」に改める。

第24条中「及び第4号」を削り、「第22条中「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することのできるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を「第22条の2中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に、「前条」を「前2条」に、「前条」と、」を「前条」と、「ものとする。この場合において、第22条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ものとする」と、」に改める。

別表第3その他の項期間の欄中

1 暦年 5 日以内



を

一の年度につき 5 日以内

に改め、同表中

|                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                   |                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(19) 配偶者及び一親等の親族並びに職員と住居を一にする親族が疾病又は負傷のため看護を必要とする場合で、職員以外に看護者がいない（小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合にあっては、その子の看護のため勤務しないことが相当である）と認められるとき</p> | <p>次に掲げる区分ごとにそれぞれ1暦年につき5日以内<br/>                 (1) 配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合<br/>                 (2) 小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合</p> | <p>医師の診断書又はこれに代わる書面等。<br/>                 ただし、管理者がその事実を確認できるときは、これを省略することができる。</p> |
| <p>(20) 職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受ける場合において当該職員の介助を必要とするとき</p>                                             | <p>必要と認められる期間</p>                                                                                                                                                 | <p>当該乳幼児の氏名、生年月日及び健康診査又は予防接種の事実を確認できる書面。ただし、管理者がその事実を確認できるときは、これを省略することができる。</p>    |

を

|                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <p>(19) 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある要介護者その他管理者が定める家族の世話（看護、介護その他の管理者が定める世話をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>            | <p>次の各号に掲げる場合に<br/>                 応じ、当該各号に定める期間<br/>                 (1) 要介護者の世話を<br/>                 行う場合 一の年度に<br/>                 つき5日（要介護者が<br/>                 2人以上の場合にあっ<br/>                 ては、10日）以内<br/>                 (2) 管理者が定める家<br/>                 族の世話をを行う場合<br/>                 一の年度につき5日以<br/>                 内</p>                                                                                                                                    | <p>管理者が、その事実を確認する必要があると認められる場合にあっては、当該事実を確認することができる書類</p> |
| <p>(20) 小学校就学の始期に達するまでの子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>次の各号に掲げる場合に<br/>                 応じ、当該各号に定める期間<br/>                 (1) 子の看護（次号に<br/>                 掲げる場合を除く。）<br/>                 を行う場合 一の年度<br/>                 につき5日（当該子が<br/>                 2人以上の場合にあっ<br/>                 ては、10日）以内<br/>                 (2) 子に母子保健法に<br/>                 基づく健康診査又は予<br/>                 防接種法（昭和23年法<br/>                 律第68号）に基づく予<br/>                 防接種を受けさせる場<br/>                 合 必要と認められる<br/>                 期間</p> | <p>管理者が、その事実を確認する必要があると認められる場合にあっては、当該事実を確認することができる書類</p> |

に改める。

別記様式第4号を次のように改める。  
様式第4号

山形県病院事業管理者 殿

年 月 日

所属職 氏 名 ㊦

育児休業（期間延長）承認請求書

次のとおり育児休業（期間の延長）の承認を請求します。

記

|               |                                                                                                                   |         |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1 請求に係る子      | 氏 名                                                                                                               |         |
|               | 続 柄                                                                                                               |         |
|               | 生 年 月 日                                                                                                           | 年 月 日生  |
| 2 請求の内容       | <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長                                                 |         |
|               | <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長<br>（再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入すること。） |         |
| 3 請求期間        | 年 月 日から                                                                                                           | 年 月 日まで |
| 4 既に育児休業をした期間 | 年 月 日から                                                                                                           | 年 月 日まで |
|               | 年 月 日から                                                                                                           | 年 月 日まで |
| 5 備考          |                                                                                                                   |         |

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 3 「5 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組が効力を生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨、当該承認に係る子の氏名及び請求に係る期間等について記入すること。
- 4 該当する□にはレ印を記入すること。



様式第7号

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属職 氏 名 ㊦

## 育児短時間勤務（期間延長）承認請求書

次のとおり育児短時間勤務（期間延長）の承認を請求します。

## 記

|                      |                                                                                                                                                                                         |        |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 請求に係る子             | 氏 名                                                                                                                                                                                     |        |
|                      | 続 柄                                                                                                                                                                                     |        |
|                      | 生 年 月 日                                                                                                                                                                                 | 年 月 日生 |
| 2 請求の内容              | <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長                                                                                                                 |        |
|                      | <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。）                                                                                                                           |        |
| 3 請求期間               | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                                                                                                                         |        |
| 4 勤務の形態              | 週 時間勤務<br>山形県病院事業局就業規程第13条の2<br><input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態 |        |
| 勤務の日<br>及び<br>時間帯    | 月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ）<br>水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ）<br>金（ : ~ : ）                                                                                                                            |        |
| 5 既に育児短時間<br>勤務をした期間 | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                                                                                                                         |        |
|                      | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                                                                                                                         |        |
| 6 備考                 |                                                                                                                                                                                         |        |

- (注) 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 3 「4 勤務の形態」欄の「勤務の日及び時間帯」に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合にあってはその旨、当該承認に係る子の氏名及び請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第8号  
（表面）

山形県病院事業管理者 殿

年 月 日

所属職 氏 名 ㊦

部 分 休 業 承 認 請 求 書

次のとおり部分休業の承認を請求します。

記

|                |                      |                          |         |     |   |   |   |   |   |
|----------------|----------------------|--------------------------|---------|-----|---|---|---|---|---|
| 1 請求に係る子       | 氏 名                  |                          |         |     |   |   |   |   |   |
|                | 続 柄                  |                          |         |     |   |   |   |   |   |
|                | 生 年 月 日              | 年                        | 月       | 日   | 生 |   |   |   |   |
| 2 請求の理由        | (部分休業が必要な事情を記入すること。) |                          |         |     |   |   |   |   |   |
| 3 請求期間<br>及び時間 | 期 間                  |                          |         | 時 間 |   |   |   |   |   |
|                | 年 月 日から              | <input type="checkbox"/> | 毎 日     | 午前  | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
|                | 年 月 日まで              | <input type="checkbox"/> | その他 ( ) | 午後  | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
|                | 年 月 日から              | <input type="checkbox"/> | 毎 日     | 午前  | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
|                | 年 月 日まで              | <input type="checkbox"/> | その他 ( ) | 午後  | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
| 4 備 考          |                      |                          |         |     |   |   |   |   |   |

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 該当する□にはレ印を記入すること。
- 3 部分休業の承認が、職員の申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

（裏面）

| 日付 | 休業の承認を取り消された時間 |       |     |     | 時間数 | 請求者印 | 承認者印 | 備 考 |
|----|----------------|-------|-----|-----|-----|------|------|-----|
|    | 午 前            | 午 後   | 時 分 | 時 分 |     |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時 分 | 時 分 | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 時 分 | 時 分 | 分   |      |      |     |

別記様式第9号中  $\left[ \begin{array}{l} \square \text{ 深夜勤務} \\ \square \text{ 時間外勤務} \end{array} \right]$  を  $\left[ \begin{array}{l} \square \text{ 深夜勤務} \\ \square \text{ 時間外勤務} \\ \text{(山形県病院事業局就業規程} \\ \square \text{第22条 } \square \text{第22条の2)} \end{array} \right]$  に、

「深夜において就業している。

（深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）

を「深夜において就業している。」に、同

就業している。

（時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）」

様式の備考第2項第1号中「請求する」を「深夜勤務の制限を請求する」に、同項第2号中「就業している」を「深夜において就業している」に、「就業日数」を「深夜における就業日数」に改める。

別記様式第10号中「養育できる者」を「深夜において常態として当該子を養育できる者」に改める。

別記様式第21号の注書第2項中「当該休暇」を「育児時間」に改め、同注書第3項及び第4項を次のように改める。

3 職員が要介護者の世話のため休暇を申請する場合にあっては、理由の欄に要介護者の氏名、続柄、職員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項及び要介護者の状態を記入すること。

4 職員が管理者が定める家族の世話のため休暇を申請する場合にあっては、理由の欄に当該家族の氏名、続柄及び病名又は病状も記入すること。

別記様式第21号の注書に次の1項を加える。

5 職員が負傷し、又は疾病にかかった子の世話のため休暇を申請する場合にあっては理由の欄に子の氏名、生年

月日、続柄及び病名又は病状を記入し、疾病の予防を図るために必要な子の世話のため休暇を申請する場合にあっては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄及び当該健康診断又は予防接種の名称等を記入すること。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山形県病院事業局就業規程（以下「改正後の規程」という。）第22条又は第22条の2の規定による請求のうち、平成22年6月30日を改正後の規程第23条第1項の時間外勤務制限開始日とするものに係る同項の規定の適用については、同項中「時間外勤務制限開始日の前日まで」とあるのは、「平成22年6月30日」とする。
- 3 平成22年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に与えられた改正前の山形県病院事業局就業規程（以下「改正前の規程」という。）別表第3その他の項第10号に定める休暇、同項第19号に定める休暇のうち配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合の休暇及び同号に定める休暇のうち小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合の休暇については、それぞれ改正後の規程別表第3その他の項第10号に定める休暇、同項第19号に定める休暇のうち管理者が定める家族の世話をを行う場合の休暇及び同項第20号に定める休暇のうち子の看護を行う場合の休暇として与えられたものとみなす。
- 4 この規程の施行前において与えられた改正前の規程別表第3その他の項第20号に定める休暇については、改正後の規程別表第3その他の項第20号に定める休暇のうち子に母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく健康診査又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受けさせる場合の休暇として与えられたものとみなす。

**山形県病院事業管理規程第16号**

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月29日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

**山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 給与の項第1項の次に次の1項を加える。

|                                                                                  |  |          |                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------|--|----------|------------------------------------------------|
| <p>2 所属職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給についての認定及び確認並びに支給額の決定及び改定に関する事。</p> |  | <p>○</p> | <p>第4条第2項ただし書の規定にかかわらず、主幹がその権限を行使することができる。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------|--|----------|------------------------------------------------|

別表第1 財務の項第9項中「扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の支給について」を「子ども手当」に改め、「及び確認並びに支給額の決定及び改定」を削る。

**附 則**

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成21年度の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 事業実績

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 加入都道府市区町村会員数  | 688              |
| 加入戸数          | 881,650 戸        |
| 共済委託契約金額      | 7,868,731,286 千円 |
| 火災共済掛金        | 1,066,939 千円     |
| 被災戸数          | 242 戸            |
| 火災共済給付金       | 283,274 千円       |
| 特定給付金         | 16,644 千円        |
| 復興建築助成戸数      | 126 戸            |
| 復興建築助成金       | 61,551 千円        |
| 住宅災害見舞戸数      | 641 戸            |
| 住宅災害見舞金       | 37,740 千円        |
| 住宅防火施設整備補助会員数 | 211              |
| 住宅防火施設整備補助金   | 107,891 千円       |

### 2 貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

#### I 資産の部

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 流動資産      | 687,983   |
| 2 固定資産      |           |
| (1) 特定資産    |           |
| ① 異常危険準備金資産 | 2,913,967 |
| ② その他特定資産   | 1,702,454 |
| (2) その他資産   | 366,320   |
| 資産合計        | 5,670,724 |

#### II 負債の部

|        |           |
|--------|-----------|
| 1 流動負債 | 609,680   |
| 2 固定負債 | 3,042,682 |
| 負債合計   | 3,652,362 |

#### III 正味財産の部

|            |           |
|------------|-----------|
| 正味財産合計     | 2,018,362 |
| 負債及び正味財産合計 | 5,670,724 |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

山形県警察通信指令システム機器 一式

### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部生活安全部通信指令課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

### 3 落札者を決定した日 平成22年5月10日

### 4 落札者の氏名及び住所

富士通株式会社山形支店 支店長 武井 深 山形市本町一丁目4番21号

### 5 落札金額 563,850,000円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成22年3月26日

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 正 誤  |     | 正                |
|------------|------------|-----|------|-----|------------------|
|            |            |     | 行    | 誤   |                  |
| 平成22. 4. 1 | 号外(13)     | 4   | 27   | 職員  | 学校職員             |
| 同          | 同          | 同   | 29   | 職員  | 学校職員             |
| 同          | 同          | 同   | 32   | 職員  | 学校職員             |
| 同          | 同          | 同   | 33   | 職員  | 学校職員             |
| 同          | 号外(16)     | 5   | 下から1 | 削る。 | 削り、附則第1項の項番号を削る。 |

平成22年 6月29日印刷  
平成22年 6月29日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056